

判決年月日	平成 1 7 年 8 月 1 0 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 3 部
事 件 番 号	平成17年（ネ）10029・10034号		
○自動車用コーティング剤を販売する際の広告などに「5年間完全ノーワックスを実現」「5年間の輝き保証」などの表示をした行為が、不正競争防止法2条1項13号の商品の品質等の誤認表示行為に該当するとはいえないとされた事例			

（関連条文）不正競争防止法2条1項13号

Yは自動車用部品及び用品の販売等を業とする会社であり，自動車用コーティング剤（以下「Y商品」という。）を輸入し，国内の自動車ディーラーなどに対してこれを販売していたが，その際，Y商品のカタログ，パンフレットなどに「5年間完全ノーワックスを実現」「5年間の輝き保証」などの表示（以下「本件表示」という。）を記載し，販売用に使用していた。

自動車用ワックスの製造，販売等を業とする会社であるXは，本件表示はY商品の品質及び内容を誤認させ，本件表示を広告等に使用する行為は不正競争防止法2条1項13号に該当するとして，本件表示の使用の差止め，損害賠償の支払等を求めた。

一審判決は，Xが提出した実験結果（耐候性試験）など証拠の一部を採用し，Y商品に新車時の塗装の光沢度を5年間維持する効果は認められないとして，本件表示は，被告商品の品質や内容を誤認させるおそれがある表示であると認め，Xの請求の一部を認容した。

これに対し，X，Yの双方が控訴したのが本件である。

控訴審判決は，一審で提出された証拠の外，新たに双方から提出された各種試験等の証拠を検討し，耐候性試験は，試験方法，試験条件，試験片の調整などによる影響を受けやすいものであること，本件においては，Yに不利な結果を示す一審判決採用の試験がある反面，Y商品を施工したものの光沢度保持率が高いものであることを示す試験の結果があり，また，実際にY商品を施工した5年経過後の複数の車両の平均光沢度が，極めて高い数値を維持していることを示す測定結果もあることなどに照らすと，Xが援用する各耐候性試験の結果に依拠して，Y商品には新車時の塗装面の光沢度を5年間持続する効果がないとまでの確に認定することはできないといわざるを得ず，本件表示における「新車の輝き」が持続しているかどうかということ自体が，多分に見る者の主観によるところが大きく，ある程度の幅を持つものであることをも考え併せると，「新車時の塗装の輝きが5年間維持される」との表示が虚偽であり，その表示が需要者等に被告商品の品質及び内容を誤認させるものであると認めることはできないとして，原判決中Y敗訴の部分を取り消してXの請求を棄却した。